

## 中国税務速報

2017年8月18日

### 1. 中華人民共和国車両購入税法（ディスカッションドラフト）

財政部 税務総局は、2017年8月7日に「中華人民共和国車両購入税法（ディスカッションドラフト）」を公布し、2017年9月6日までに公に意見を募集します。

「条例」と比べて、ディスカッションドラフトは下記の通りに変更しました。

- (1) 課税価格については、国家税務総局が定めた課税車両の最低価格を取り消しました。納税者が申告する車両課税価格が実際に一致しない場合、税務機関が「税收徴収管理法」及び関連規定により納税額を確定する規定を追加しました。
- (2) 税收徴収管理については、「ディスカッションドラフト」では、「公安機関交通管理部門は車両登記を受理する際に、税務機関から提供される課税車両の納税または免税電子情報を照合しなければならない。納税または免税電子情報がない、及び納税・免税電子情報が納税者の車両登記申請情報と異なる場合には、公安機関交通管理部門は車両登録を受理しない」と明確し、「納税者は主管税務機関から提供される納税証明書または免税証明書を持って、公安機関車両管理機構に車両登録手続きを行わなければならない。納税証明書または免税証明書がない場合に、公安機関車両管理機構は車両登録手続きを受理しない」という「条例」の規定を変更しました。また、「税務、公安、商務、税関、工業及び情報化などの部門は課税車両情報共有プラットフォームと業務協力メカニズムを設立し、課税車両と納税情報を即時に交換し、車両購入税の徴収管理を強化し、税金納付を保障する。車両生産販売企業は税務機関の要求に従い課税車両生産販売関連情報を提供しなければならない」という規定を新規追加しました。
- (3) 税還付については、「ディスカッションドラフト」では、「納税者は購入税を納付した車両を車両生産販売企業に返却する場合に、主管税務機関に納付した車両購入税の還付を申請できる」という規定を新規追加しました。

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1425265>

### 2.

#### 1) 「外商投資企業設立と変更備案管理暫行弁法」を修正することに関する決定

商務部は、2017年7月30日に「『外商投資企業設立と変更備案管理暫行弁法』を修正することに関する決定」（商務部令2017年第2号）を公布しました。

具体的な修正事項は以下の通りです。

- (1) 第5条では、次の内容を追加し、第2項とします。「買収合併、吸収合併などの方式で非外商企業から外商投資企業に変更することは本弁法が規定した届出対象に該当し、本条の第1項により設立届出手続きを行い、設立申請表を記入しなければならない。」
- (2) 第6条第1項では、「買収合併により設立した外商投資企業の交易基本情報の変更」を追加し、第(3)項とします。
- (3) 次の内容を追加し、第7条とします。「外国投資者が戦略の目的で非外商投資の上場会社に投資することは本弁法が規定した届出対象に該当し、証券登記決算機構に証券を登記する前または登記した後の30日以内に届出手続きを行い、設立申請表を記入しなければならない。外商投資の上場会社が新たな外国投資者戦略投資を引き入れることは届出対象に該当し、証券登記決算機構に証券を登録する前または登録した後の30日以内に変更届出手続きを行い、変更申告表を記入しなければならない。届出完成后、戦略投資届出情報に変更する場合に、『証券法』及び関連規定が要求する情報開示義務者の義務履行日から5日以内に変更届出を申請しなければならない。」

- (4) 第7条第1項では、「外商投資企業の最終実際支配者の持分構成図（変更事項が外商投資企業の最終実際支配者の変更に関わらない場合、提供する必要がない）」を追加し、第(7)項とし、付録の「オンライン資料提出」の部分において当該内容を追加しました。
- (5) 第7条第1項では、「外国投資者が海外会社の持分を支払方法とする場合に、海外会社の持分を取得する国内企業の『企業海外投資証明書』を提供する必要がある」を追加し、第(8)項とし、付録の「オンライン資料提出」の部分において当該内容を追加しました。
- (6) 付録1「外商投資企業設立届出申告材料」の内の「外商投資企業設立届出申請表」と付録2「外商投資企業変更届出申告材料」の「外商投資企業変更届出申請表」を取り消しました。

また、条項の順序を調整しました。

本決定は公布日から実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201707/20170702617582.shtml>

## 2) 外商投資企業設立及び変更備案管理の関連事項に関する公告

商務部は、2017年7月30日に「外商投資企業設立及び変更備案管理の関連事項に関する公告」（商務部公告2017年第37号）を公布しました。

- (1) 自由貿易試験区内、国家规定により進出特別管理措置を実施する範囲は、2017年7月10日から「自由貿易試験区における外商投資進出特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）」の規定により実施されます。自由貿易試験区外、国家规定により進出特別管理措置を実施する範囲は、2017年7月28日から「外商投資産業指導目録（2017年修正）」の「外商投資進出特別管理措置（外商投資進出ネガティブリスト）」の規定により実施されます。
- (2) 外商投資企業の設立及び変更は届出管理に該当する場合、外商投資総合管理システムを通じオンラインで「設立申請表」または「変更申請表」を記入しなければならない。そのうち、国内非外商投資企業から外商投資企業に変更する場合、「設立申請表」を記入する必要があります。
- (3) 「備案弁法」でいわゆる「買収合併」は、「外国投資者が国内企業を買収合併することに関する商務部の規定」（商務部令2009年第6号）で定められる外国投資者が国内企業を買収合併することを指します。「備案弁法」でいわゆる「戦略投資」は、「外商投資者の上場会社に対する戦略投資の管理方法」（商務部、証券監督管理委員会、税務総局、工商総局、外貨管理局令2005年第28号）で定められる外国投資者の上場会社に対する戦略投資を指します。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201707/20170702617581.shtml>

## 3. 延滞税免除事項をさらに明確することに関する公告

税関総署は、2017年7月20日に「延滞税免除事項をさらに明確することに関する公告」（税関総署公告2017年第32号）を公布しました。

- (1) 第1条において規定された延滞税を免除できる状況に該当する納税義務者は、中国電子Eポート監査システムの「延滞税免除申請」を通じ情報を登録し、関連資料の電子情報を提出しなければならず、法令実施システムを通じ処理状況を検索できます。
- (2) 税関総署2015年第27号公告第1条第(3)項の「自主調査発見」は「『税関査察条例』実施弁法」（税関総署令第230号）第4章の主動開示に関する規定に合致し、税関が規定するプロセスにより処理する状況だけを指す。
- (3) 納税義務者が法令実施システムを通じ電子情報をアップロードする場合に、ファイルフォーマットの標準は税関総署2014年第69号公告の付録の「通関作業ペーパーレスの通関書類スキャンまたはフォーマット転換の標準」の関連規定を参照します。税関がペーパー文書を検証する必要がある場合、納税義務者は関連ペーパー文書を提出しなければなりません。

本公告は 2017 年 8 月 1 日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/716179/index.html>

#### 4. 『中華人民共和国企業年度関連取引報告表（2016 年版）』記入方法を明確することに関する公告

国家税務総局は、2017 年 7 月 7 日に「『中華人民共和国企業年度関連取引報告表（2016 年版）』記入方法を明確することに関する公告」（国家税務総局 2017 年第 26 号公告）を公布しました。

報告表中の「国別報告—所得、税収及び業務活動国別分布表」（中国語と英語）コラム 3「収入—関連者」に、多国籍企業グループがコラム 1 に記入する国家（地区）の全てのメンバー実体と当該多国籍企業グループが「国別報告—多国籍企業グループメンバー実体ネームリスト」（中国語・英語）に記入するその他のメンバー実体の取引を通じ取得する収入と、コラム 1 により記入する国家（地区）の和を記入します。国別報告を作成する必要がある居住者企業は 2017 年 12 月 31 日までに申告更正フローを通じ既に提出した 2016 年度の申告表を補充・修正できます。

本公告は公布日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2723197/content.html>

#### 5. 三菱化学株式会社が三菱麗陽株式会社アクリル繊維反ダンピング措置の適用税率を承継することに関する公告

商務部は、2017 年 8 月 4 日に「三菱化学株式会社が三菱麗陽株式会社アクリル繊維反ダンピング措置の適用税率を承継することに関する公告」（商務部公告 2017 年第 36 号）を公布しました。

2017 年 6 月 15 日、日本の三菱化学株式会社（Mitsubishi Chemical Corporation）は商務部に申請を提出し、三菱麗陽株式会社が 2017 年 4 月 1 日に三菱化学株式会社（昔の三菱化学）と三菱樹脂株式会社を吸収合併した後に、三菱麗陽株式会社の名称が三菱化学株式会社（現在の三菱化学）に変更したため、変更後の会社が元会社のアクリル繊維反ダンピング措置の適用する反ダンピングの税率を承継することを申請しました。

審査を通じ、現有の証拠により、三菱化学株式会社の会社名称変更が日本の関連法律に合致し、会社名称変更の前後においてアクリル繊維の経営管理・生産能力、サプライヤー関係、顧客の基礎及び経営陣のメンバーなどについてすべて重大な変化が発生しなかったため、三菱化学株式会社（Mitsubishi Chemical Corporation）が三菱麗陽株式会社（Mitsubishi Rayon Co., Ltd.）アクリル繊維反ダンピング措置の 15.8% の反ダンピング税率及びその他の権利義務を承継すると商務部は決定しました。三菱麗陽株式会社（Mitsubishi Rayon Co., Ltd.）の名称で中国に輸出するアクリル製品は、アクリル繊維反ダンピング措置の中でその他の日本会社に適用する 16.1% の反ダンピング税率を適用できます。

本公告は 2017 年 8 月 5 日から実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201708/20170802620767.shtml>